

鳥取県高等学校体育連盟書記雇用規程

(目的)

第1条 鳥取県高等学校体育連盟（以下県高体連という）が雇用する職員（以下「書記」という）の賃金、勤務時間及びその他勤務条件について、労働基準法第15条に基づき次のとおり定めることを目的とする。

(書記の採用)

第2条 書記を採用する場合は、事務遂行に必要な事務適性試験、人物試験等による採用試験を実施する

- 2 書記の採用は公募制とする。
- 3 選考方法は、次のとおりとする。
 - 1 一次選考（書類選考）
 - 2 二次選考（適性試験・面接）

(任命)

第3条 書記は、会長が任命する。

(業務)

第4条 書記は、理事長が定める事務局事務分掌に従い、以下の業務に従事する。

- 1 文書の收受及び発送に関する事。
- 2 文書の整理及び保存に関する事。
- 3 日常の経理に関する事。
- 4 浄書に関する事。
- 5 大会記録の整理、保存に関する事。（事務局長補佐）
- 6 資料の作成に関する事。（事務局長補佐）
- 7 事務備品、用品の管理に関する事。
- 8 その他高体連事務局の業務を円滑に行うために必要な業務に関する事。

(任期)

第5条 書記の任期は、1年を超えない範囲内で、会長が定める。

- 2 前項の任期又はこの項の規定により更新される任期は、当該職員の勤務成績を考慮の上、1年を超えない範囲内で更新することができる。

(報酬及び手当)

第6条 報酬は月額とし、別表1により定める。

- 2 期末手当は6月、12月の年2回とし、額は別表2により定める。
- 3 前項の報酬及び手当は、県職員の支給日に準じ支給する。
- 4 通勤手当は、県職員の支給基準に準じる。
- 5 その他の手当は支給しない。

(退職金)

第7条 退職金額は、別表3により定める。

(費用弁償)

第8条 書記が職務のために旅行した場合は、その費用を弁償する。

- 2 前項の費用弁償の額は、鳥取県高等学校体育連盟旅費支給基準に準じる。

(勤務日及び勤務時間)

第9条 書記の勤務日は、日曜日又は土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く毎日とする。

- 2 勤務日の勤務時間は一日7時間45分、休憩45分とし、始業時間8:30、終業時間17:00とする。
- 3 勤務時間外業務が生じた場合、その生じた時間を他の勤務日に勤務免除として取り扱う。

(休日)

第10条 書記の休日は、次のとおりとする。

- 1 土曜日及び日曜日
- 2 国民の祝日に関する法律に規定する休日

- 3 12月29日から翌年の1月3日までの日
 4 7月から9月の間に5日を超えない範囲での休日
 2 前項休日は、大会等諸行事の都合によりこれを変更して振り替える場合がある。

(休 暇)

第11条 書記の休暇は、「職員の勤務時間、休暇等に関する規則」(平成6年12月21日付発鳥人委第15号)及び「臨時的任用職員の休暇及び職務に専念する義務の免除」(平成6年12月12日鳥人委第59号最終改正平成20年3月28日)を参考に別途定める。

(服 務)

第12条 書記は、高体連の諸規程を遵守し、業務上の命令に従い、誠実にその職務を遂行しなければならない。

- 2 書記が次の各号のいずれかに該当する場合、その意に反して解職することができる。
- 1 勤務実績が良くない場合
 - 2 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - 3 高体連の信用を傷つけ、不名誉となる行為を行う場合
 - 4 職務上知り得た秘密を漏らす場合
 - 5 高体連の秩序または職場の規律を乱す場合

(社会保険の適用)

第13条 書記に関する社会保険の適用については、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)の定めるところによる。

(労働災害補償の適用)

第14条 書記の業務上の事由又は通勤による災害に対する補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところによる。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか必要な事項については、会長の承認を得て理事長が別に定める

附 則 平成22年12月14日 改正実施
 平成15年 4月 1日

別表1 鳥取県高等学校体育連盟書記報酬月額表 (単位:円)

級	月 額	摘 用	算 出 方 法
1	140,000	新規採用者	日額7,000 20日計算
2	150,000	在職1年以上2年未満	日額7,500 20日計算
3	160,000	在職3年以上	日額8,000 20日計算

別表2 鳥取県高等学校体育連盟書記期末手当算定表 (単位:円)

支 給 月	算 定 基 準
6月	報酬月額 $\frac{1}{2}$ ヶ月分(在職期間が3ヶ月に満たない場合は5割)
12月	報酬月額 $\frac{2}{2}$ ヶ月分(在職期間が6ヶ月に満たない場合は5割)

別表3 鳥取県高等学校体育連盟書記退職金額 (単位:円)

年 額	年 度 末 に 支 給
100,000	

参考1 鳥取県臨時的任用職員の取り扱い要領 3 給与(1)ア日額賃金の支給の欄参照(単位:円)

区 分	賃 金 日 額
(1) 一般事務職	8,300
(2) 事務補助職	6,750

参考2 平成22年度月別勤務日数(月別平均 20.5日)

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
勤務日数	19	19	22	21	20	23	21	22	20	20	20	19